

事 務 連 絡
令和4年6月8日

公益社団法人 日本臨床工学技士会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急蘇生法の指針 2020（市民用）の周知等について（依頼）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）に対して通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴団体の会員に対して当該通知の内容について周知いただきますよう御協力をお願いします。

事務連絡
令和4年6月8日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急蘇生法の指針 2020（市民用）の有効活用及び周知等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により、非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、急速に普及してきており、一般市民のAED使用による救命活動の一層の推進が期待されています。

一般市民を対象とするAEDを含めた心肺蘇生法の教育、講習内容については、「AEDの使用方法を含む、救急蘇生法の指針 2010（市民用）のとりまとめについて」（平成23年10月31日付け医政指発1031第1号厚生労働省医政局指導課長通知）、「救急蘇生法の指針 2015（市民用）の有効活用及び周知等について」（平成28年4月21日付け医政地発0421第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成28年通知」という。）等によって周知してきたところですが、今般、国際蘇生連絡委員会（ILCOR）による「心肺蘇生に関わる科学的根拠と治療勧告コンセンサス」（COSTR）の5年ごとの改訂に伴い、一般社団法人日本蘇生協議会（JRC）により、日本の地域性を考慮した「JRC蘇生ガイドライン 2020」が作成・公表されました。

これを踏まえ、日本救急医療財団心肺蘇生法委員会において、平成28年通知により周知した「救急蘇生法の指針 2015（市民用）」を改訂し、「救急蘇生法の指針 2020（市民用）」（以下「指針」という。）がとりまとめられました。指針は、一般財団法人日本救急医療財団ホームページ（<http://qqzaidan.jp/publish/>）から閲覧可能です。

貴部（局）におかれては、指針の内容について、今回の改訂における救急蘇生法の主な変更点（別添1）を参考に御了知の上、下記の事項に留意して、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体に周知していただくようお願いします。

記

1 救急蘇生法の指針の有効活用について

指針は、学校、駅等の公共施設、商業施設等の幅広い場所で活用していただくことを想定して作成されたものであるため、各箇所における独自の危機管理マニュアル等を作成する際には、必要に応じて本指針を参考にされたい。

2 留意事項

指針で用いられている文章や図を危機管理マニュアル等に引用する場合には、「救急蘇生法の指針 2020（市民用）より引用」と明記すること。

ただし、指針中、図 5 又は図 42 を転載する場合には、別添 2 を参考に転載許諾申請を行い、許諾を得た上で、それぞれ「一般社団法人日本蘇生協議会監修：J R C 蘇生ガイドライン 2020，p. 20，医学書院，2021 より転載」、「一般社団法人日本蘇生協議会監修：J R C 蘇生ガイドライン 2020，p. 490，医学書院，2021 より転載」と明記すること。

以上